

注意) 本記載例はあくまで「例示」であり、実際の申請にあつては実態に即した内容を記載してください。

様式第六号 (第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 〇〇〇〇 殿

申請者

住所 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 054-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	事業の区分: 収集運搬 (積替え及び保管行為を除く) 産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有廃棄物を含む。)、木くず、廃油 (以上6品目)
事務所及び事業場の所在地	事務所 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号 電話番号 054-000-0000
	事業場 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号 電話番号 054-000-0000
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画の概要書のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし
* 事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	40,000 株		出資の額	20,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	20,000 株	静岡県藤枝市〇〇町〇番地〇	
		50.0%	静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇	
(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	15,000 株	静岡県藤枝市〇〇町〇番地〇	
		37.5%	静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇	
(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	昭和〇〇年 〇〇月〇〇日	5,000 株	静岡県藤枝市〇〇町〇番地	
		12.5%	静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
(〇〇〇〇) 〇〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇 〇日	静岡県藤枝市〇〇町〇番地〇
	工場長	静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇

備考

- *欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、当該するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

*手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

平成〇年〇月、株式会社〇〇〇〇を設立し、静岡県中部地域を中心に建設業を主体に事業を営んでいます。今般、株式会社〇〇の委託を受け、同社の静岡県〇〇市の建設・解体工事現場から排出される産業廃棄物を収集し、株式会社△△の〇〇市内にある産業廃棄物中間処分場に運搬するために申請に及んだものです。

② 営業範囲

静岡県、愛知県

予定運搬先の所在地は、許可証に記載されている処分施設の設置場所とする。
予定運搬先の名称及び所在地
(処分場の名称及び所在地)

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	
1	廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇〇		株式会社△△ 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号
2	木くず	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇〇 (建設業)		同上
3	金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形状	同上	業種等の指定のある産業廃棄物については、括弧書きで予定排出事業者の業種等を記載すること。	同上
4	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形状	同上		同上
5	がれき類 (石綿含有廃棄物を含む。)	〇t/月	固形状	同上		同上
6	廃油	〇t/月	液状	〇〇株式会社 静岡県〇〇	該当なし	〇〇株式会社 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	静岡 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社 〇〇	
2	ダンプ	静岡 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社 〇〇 (使用者) 株式会社 〇〇	土砂等以外
3	自動車検査証等の「車体の形状」欄の内容を記載	自動車検査証等の「最大積載量」欄の内容を記載		許可申請者と車両使用者が同一人でない場合は、所有者と使用者を記載	自動車検査証等の「備考」欄に記載されている使用制限の内容を記載
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	静岡県〇〇市〇〇 ※ 付近の見取図を添付すること。				
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）	〇m ³	石綿含有産業廃棄物は、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。 水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。		
蓋付ドラム缶	廃油	〇L			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※該当がある場合には、「様式第17号」に詳細を記載すること。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ

廃油、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

8時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

(4) 収集運搬業務の方法

ア 運搬車両には、原則として、運転手及び作業員を1人ずつ配置し、収集運搬業務に従事する。

イ 運転手は、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受ける際には、交付された manifests の記載事項と照合、確認のうえ、運搬者氏名を manifests に記入し、A票を排出事業者に戻却する。

ウ 処分業者に産業廃棄物を引き渡す際には、B1、B2、C1、C2、D及びE票を渡し、B1及びB2票の返却を受ける。B2票は排出事業者に送付する。

エ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずは鉄製コンテナに入れ、又、鉄製コンテナに収容できない長さの物については直接バラ積みし、株式会社△△の中間処分場（〇〇市〇〇町〇番〇号）に運搬する。

オ 廃油は、蓋付ドラム缶に入れ、□□株式会社の中間処分場（〇〇市〇〇町〇番〇号）に運搬する。

カ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は、破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように別の容器に入れ、××株式会社の中間処分場（〇〇市〇〇町〇番〇号）に運搬する。

従業員数の内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ア 車両及び運搬容器は事前点検を行い、過積載になっていないことを確認する。
- イ 運搬に際しては、飛散等を防止するため、積載した産業廃棄物をシートで被覆する。
- ウ 処理施設への搬入に際しては、騒音、振動、ほこりの発生防止に努める。
- エ 建設工事現場からの収集運搬に際しては、現場からの泥土等の持出し防止に努める。
- オ 石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷下ろしを行う。また、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。
- カ 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬は、破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入は行わない。
- キ 石綿含有産業廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物の形状に応じた構造のもの、飛散防止のためのシート掛け等ができるものとする。また、運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を行う。
- ク 水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。また、他の物と混合することのないよう他の物と区分して収集又は運搬する。なお、破損しやすい製品は、相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなどして、破損を防ぐ。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

※該当がある場合には、「様式第17号」に詳細を記載すること。